令和6年度 多面的機能支払研修会



多面的機能支払交付金の推進に向けて

令和7年2月12日

鳥取県

農林水産部農業振興局農地・水保全課 山本 大輔

多面的機能支払交付金の推進に向けて

- 1.活動期間の最終年に係る留意事項
- 2. 活動継続に向けた支援について (組織外のカの活用) 「農山村ボランティア」の紹介 「共生の里」の紹介 その他(外注、土地改良区との連携)
- 3. 田んぼダムの普及啓発
- 4.ため池の保全管理
- 5 . 甚大な災害時の特例措置

1.活動期間の最終年に係る留意事項

活動終了に係る留意事項

活動終了にあたり、以下の点に要留意

- 農地維持支払交付金の交付を受けて活動している組織は、 活動期間中に「地域資源保全管理構想」を策定し、市町村 長に提出する必要がある。未策定の場合、認定年度に遡っ て交付金返還。
 - ※ただし、<u>地域計画に「地域資源保全管理構想」に準ずる内容が記載されている場合は、</u> 地域計画に置き換えることが可能。詳細は市町村に確認。
- ○実施期間終了年度末に<u>残額が生じた場合、残額を返還</u>。 ※ただし、実施期間終了年度の<u>翌年度を始期とする新たな</u> 事業計画の認定を受ける組織については、持ち越しするこ とが可能。その場合、持ち越し金は<u>翌年度末までに使い切</u> ること。

地域資源保全管理構想

○記載すべき内容

(別記 | - 4様式を参照)→

- 1、地域で保全管理していく 農用地及び施設
- 2、地域の共同活動で行う 保全管理活動
- 3、地域の共同活動の実施体制
- 4、地域農業の担い手の育成 ・確保
- 5、適切な保全管理に向けて 取り組む活動・方策

別記 | 一4様式

(別記1-4様式)

〇〇地区地域資源保全管理構想

(〇年〇月作成)

- 1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (1)農用地
- (2)水路、農道、ため池
- (3)その他施設等

対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

- 2 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (1)農用地について行う活動
- (2)水路、農道、ため池について行う活動
- (3)その他施設について行う活動
- 3. 地域の共同活動の実施体制
- (1)組織の構成員、意思決定方法
- (2)構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動
- 4 地域農業の担い手の育成 確保
- (1)担い手農家の育成・確保
- (2)農地の利用集積

- 人・農地ブラン等を基に、担い手農家、農地等時の現代では日本の時代で
- 5 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
 - ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

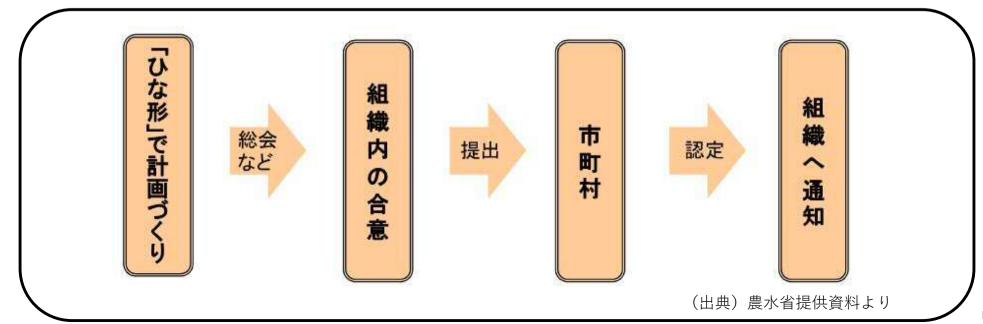
(取り組むべき活動・方策の例)

- 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

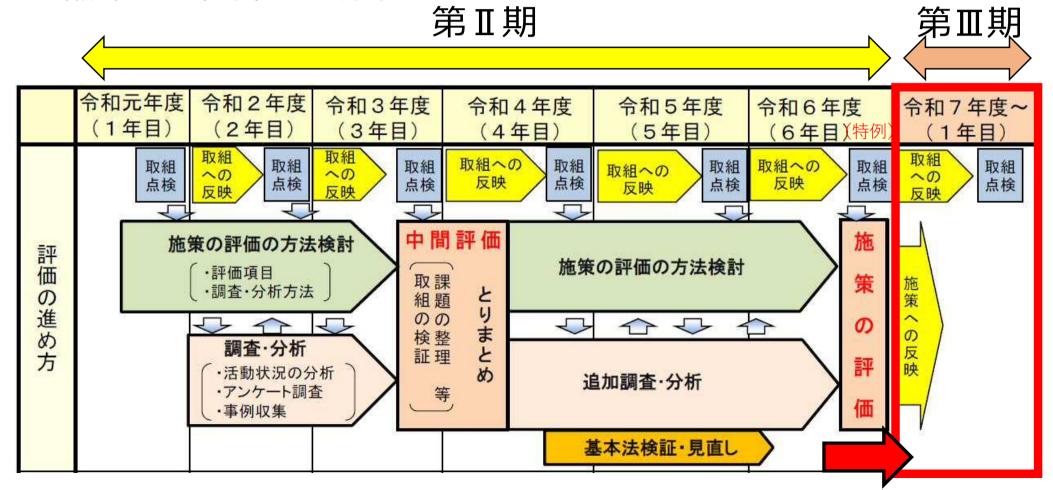
次期の活動開始における留意点

- ○R6年度に活動終了を迎える組織で、R7年度も継続する場合、(新様式で)事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。
- ○R6年度に活動終了を迎えない組織で、活動内容の変更が無い場合は、事業計画の再提出は不要。
 ただし、R7年度に創設された制度の適用を受ける場合は、事業計画の変更が必要。
 (↑取扱いは変更になる可能性あり)



多面的機能支払交付金の第3期対策 (R7~R11)

- 食料・農業・農村基本法の改正により、「農地の保全に資する共同活動の促進」が追加。 第四十四条 国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する 共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割 を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。
- <u>事務負担の軽減</u>にむけた改善作業を農水省で実施中。<u>R7年度(第三期)から制度に反映</u>。 複数年での改善作業となる見込み。



2. 活動継続に向けた支援について (組織外のカの活用) 「農山村ボランティア」の紹介 「共生の里」の紹介 その他(外注、土地改良区との連携)

活動の継続に向けて

○農地維持支払のみの活動も可

資源向上支払は必須活動ではない。 地域の実状に沿って活動内容を取捨選択(規模縮小含む)。

○「自然災害や、その他やむを得ない理由」が 認められる場合、活動継続困難になっても該 当する面積分は、交付金返還免除

例) 災害、農業者の死亡、病気、高齢 など

〇作業や事務の手助けに<u>ボランティア</u>や<u>企業</u>や

アルバイトの活用





農山村ボランティアの活用

○活動概要

鳥獣害防護柵設置・補修、草刈、水路清掃、災害時の人力による 復旧、営農支援等

○派遣対象

中山間条例規則の集落、地区、グループ(個人はダメ) ※基本個人はダメですが、災害時は応相談

○留意点

賃金の支払いは不要ですが、作業の合間や終了後に 交流をお願いします。(休憩時の歓談、食事の提供など) 飲食代には多面の交付金から支出しないでください。 多面の構成員としての位置づけは不要。





〇連絡先

農山村ボランティア事務局 : NPO法人bankup

Tel: 0857-37-3373 mail: <u>info@bankup.jp</u>

※詳しくは県、市町村もしくはボランティア事務局まで

とっとり共生の里の活用

○活動概要

農村と企業が共同で行う活動に対して農村等に補助

1~3年目:上限60万円/年、4~5年目:上限30万円/年

お試し(|年):上限2|万円

- ○対象事業 ※1)2)の要件を全て満たすことが必要
 - 1) 農地や農業用施設等の保全に寄与することが見込まれる活動
 - 2) 活動実施主体と協力組織が連携し、協働作業により行われる活動
 - ①農地・農業用施設の保全活動(水路清掃、草刈)
 - ②<u>耕作放棄地の再生及び営農作業(草刈、耕耘</u>、 <u>鳥獣害防止柵設置・補修)</u>
 - ③農産加工品の製造・販売(加工品作り体験等も可)
 - 4 農村資源保全活動(地域の行事参加、交流活動)
 - ※上記活動に係る用具・資材購入、交流会の開催など飲食代もok。
- ○留意点

多面による支出との重複が無いよう、棲み分けをお願いします。

○連絡先 ※詳しくは県、市町村まで





その他

- ○構成員だけで作業が困難な場合、<u>農地保全活動の一部</u> 外注も(アルバイトなど)可能。
 - ※現在、国は、活動組織がパートタイム労働者を広く募集し、 地域の共同活動に参画いただく仕組みの構築中。
- 〇<u>土地改良区への事務委託</u>や<u>構成員</u>になっていただくことを検討してください。

【多面の活動組織のメリット】

・事務手続きに精通している<u>改良区職員が交付金事務を行う</u>ことで 活動に<u>専念</u>できる。

【土地改良区のメリット】

- ・<u>構成員になることで</u>、交付金事務や交付金の活用した施設の長寿命化活動 を実施でき、<u>自らが管理する施設を交付金を活用して施設の補修や改修が</u> 行える。
 - ⇒<u>活動組織も土地改良区もウィンウィンの関係に!!</u>

農業用施設の機能増進

平地農業地域

土地改良区と連携し た優良事例

くめがはらちいきのうち・みず・かんきょうほぜんそしき

(とっとりけんくらよしし)

久米ヶ原地域農地・水・環境保全組織(鳥取県倉吉市)

- 〇肥沃な畑地帯である久米ヶ原台地では大山山麓から流れる清涼な水を使用し、倉吉市 の特産物である「倉吉スイカ」を中心に野菜や飼料作物が生産されている。
- 〇久米ヶ原地域農地・水・環境保全組織は、豊かな久米ヶ原台地とかんがい施設を次世 代へ繋ぐため、平成9年(農地・水・環境保全向上対策事業)に11集落からなる広 域組織として設立し、多面的機能支払制度の創設後も引き続き活動を続けている。
- ○本地域の水系を管理する久米ヶ原土地改良区が構成員となり事務受託することにより、 広範囲日つ長期的な施設の整備計画を進めている。

活動開始前の状況や課題

- ○広大な久米ヶ原台地は複数の集落にま たがっているため、草刈りや泥上げ等の 維持活動を実施する際に各集落の連携 が必要。
- ○水源としてパイプラインが広範囲に設置 されているため、定期的な更新が必要。
- ○未舗装農道や土水路が多いため保全管 理に苦慮しており、計画的に農道や水路 の更新が必要。
- ○営農条件の悪い農地では、継続した営農 が困難で耕作放棄地が点在している。



取組内容



○農地、農道、水路の維持管理 (草刈り・泥上げ等)

R4実績

各集落とも年2~3回実施 日当、消耗品等 2,564千円



g state Oパイプラインの老朽化部分の補修、 素掘り水路からコンクリート水路 ※畑ック へ更新等



R4実績

パイプラインの補修 75m 1.660千円 コンクリート水路へ更新 160m



耕作放棄地を解消した 農地の日照を確保する ための支障木の伐採



【地区概要】※R4年度時点

- ·認定農用地面積268ha (田1.8ha、畑241.6ha、草地24.6ha)
- · 資源量 水路46.6km 農道49.2km ため池2箇所
- ・ 主な構成員 農業者、自治公民館、 久米ヶ原土地改良区
- ・交付金 約10.9百万円 (R4) 農地維持支払 資源向上支払(共同、長寿命化)

取組の効果

- 広域組織のため、各集落との連携を図る ことができ、効率的な共同作業が可能とな り、荒廃農地にならないよう、豊かな環境 が守られている。また、**農業用施設が守られ** ることにより、突発的な事故を予防でき、安 心した施設管理に繋がっている。
- 土地改良区が事務局をすることで、計画的 に施設の改修を実施出来ている。
- 施設の改修により農地の耕作条件も良くな り、新規就農者も増え、継続した営農が可 能となった。
- 安定した農業用施設の管理により、生産 者の意欲が向上し、生産性や収益性も向 上し、特にスイカは「倉吉スイカ16億円 達成プロジェクトーに繋がっている。



3. 田んぼダムの普及啓発

田んぼダムの取組拡大

田んぼダムの全県拡大を目的に、活動組織を対象にこれまでの成果(モデルほ場での貯留効果の 検証やイネの営農調査)、取組手法を出前研修会で周知。

【R6年度の取組】

- ●活動組織を対象とした出前研修会を実施。
 - ・ 開催要望のあった I 2 市町村で計 9 回。 各活動組織から 3 0 0 名以上 (web含む) が参加。
 - ・流域治水の目的や田んぼダムの効果について理解を深めるほか、実践する際の手法について紹介。 (モデルほ場で実施した実証研修動画や作物生育への影響、堰板作成及び水管理手法等)
 - ・多面的機能支払交付金で取り組む場合の加算措置制度を含め、外部人材活用による「農山村ボラ ンティア」や「とっとり共生の里」事業の提案・PR。(例:ボランティアを活用した田んぼダム用 堰板の作成などを提案)

<研修受講後の反応>

●取組手法や活用可能な補助制度、堰板の調達方法など、多くの組織が興味を示し、問い合わせ いただいている。

⇒近隣の事例がある地域では取組開始の意欲が高い。 取組が少ない地域でも取組を検討する声が挙がっている。

<今後の予定>

●啓発主体を市町村にシフトしながら、引き続き、 農家さんへの合意形成 県もバックアップを継続。

<田んぼダム取組状況(R3~)>

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
R	R3年度 R4年度		R5年度		R6年度(見込) ※		
地区 数	面積 (ha)	地区 数	面積 (ha)	地区 数	面積 (ha)	地区 数	面積 (ha)
10	60	17	147	21	270	25	348

取組に対する農家の 不安を解消

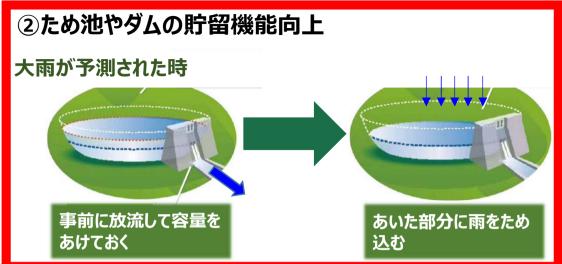


本交付金を活用した防災・減災力の強化の取組(うち流域治水の取組)

多面的機能(貯留機能)の向上

「田んぼ」や「ため池」などが従来から持ち合わせる貯留機能を向上させる 取り組みとして

「田んぼ」:田んぼダム 「ため池」:事前放流







モデルほ場での貯留効果の検証

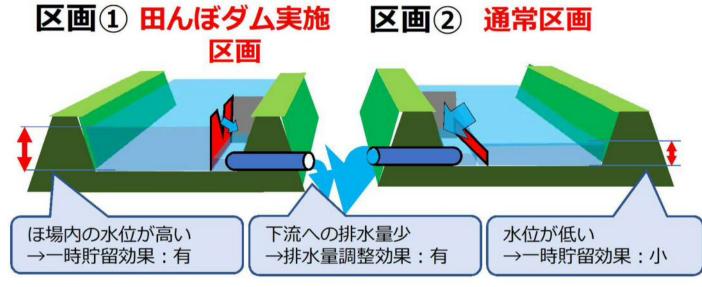
田んぼダム堰板を設置したほ場(田んぼダム)と通常のほ場で排水の違いを見てもらう







比較①:貯留効果の可視化



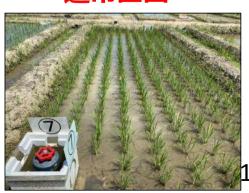
比較②: 湛水による営農への影響



田んぼダム区画



通常区画



モデルほ場でのイネの営農調査(R4きぬむすめ、R5コシヒカリ)

畦畔、収量、品質への影響は確認されず。

田んぼダム区画

通常区画

豪雨の再現:豪雨により48時間にわたり15cm水位上昇。

再現時期:梅雨時期、中干時期、台風時期、収穫時期。

調査項目:畦畔の状態、生育、収量、品質 栽培品種:R4はきぬむすめ、R5はコシヒカリ





・畦畔:全ての区画において異常は見受けられなかった<u>。</u>

・収量:湛水処理が収量を減少させるまでの影響は見られなかった。

・品質:湛水処理が玄米外観品質や食味関連形質に及ぼす影響は見られなかった。

作付品種	R4年度(きぬむすめ)	R5年度(コシヒカリ)		
収量	登熟歩合、千粒重が高く、収 量はほぼ同等となり湛水処理 が収量を減少させるほどの影 響は見られなかった。	収量は同等であり、本実証の湛 水処理が収量を減少させるまで の影響は見られなかった。		
品質	食味を左右するタンパク質含量が同等で、食味値等ほぼ同等であった。 湛水処理が食味 関連形質に及ぼす影響は見られなかった。	食味を左右するタンパク質含量がほぼ同等で、食味値も同等で あった。深水湛水処理が、外観品質や食味関連形質に及ぼす影響は見られなかった。		

「田んぼダムの実施における水稲への影響調査結果」の詳細は鳥取県円にて公開中 https://www.pref.tottori.lg.jp/306792.htm

多面的機能支払交付金における田んぼダムの取組

取組のメリットなど

	実施者(農家)	浸水域の住民
長所	●多面の共同の加算 400円/10a 資源向上の水田の <u>交付対象面</u> 積の5割以上達成すれば交付 対象面積に対する加算が受け られる(初年度から加算が受けられ、活動期間の終了年度 までに5割以上の達成でok)。 5年以上共同活動を実施の場合、または長寿命化に 取り組む地区は単価×0.75	浸水被害の軽減に期待無水到達までの時間をかせげることに期待
短所	●専用の堰板を作成し、設置・撤去が必要(資材費、人件費)。●取組む上での心配ごと(畦畔の崩壊の懸念、収量や品質へ影響)	●特になし

多面的機能支払交付金における田んぼダムの取組

地域資源の質的向上を図る共同活動(資源向上(共同)) 赤字:田んぼダム関係

活動	Case 1	Case 2	Case ${\mathcal 3}$	Case 4	Case 5
①施設の軽微な補修	2,000 円 /10a (2400×5/6 (こ減額)	2,400 円 /10a 基礎単価 (③を1項目 した場合)	2,400 _円 /10a 基礎単価	2,400 円 /10a 基礎単価 (③を1項目し た場合)	2,400 円 /10a 基礎単価
②農村環境保全活動 水田の貯留機能向上活動					
③多面的機能の増進を図る活動(全7項目)					
「防災・減災力の強化」ほか6項 ※広報活動・農的関係人口の拡大は除 く			+ <mark>400</mark> 円/10a 加算措置 (③を2項目以上)		+ <mark>400円</mark> / <u>10a</u> 加算措置 (③を2項目以上)
④水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム) ※田んぼダムの取組を資源向上(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合				+ 400 _{円/10a} 加算措置	+ 400 _{円/10a} 加算措置

鳥取県内の田んぼダム取組み地域(令和6年度)



鳥取市気高町会下の取組

鳥取県の田んぼダム取組の目標値

鳥取県農業生産 1 千億円達成プラン

~仲間が増える、所得が増える、地域農業が進む~

基本目標



このため、まずは2025年に様々な分野について、目指すべき姿(目標設定)を明確にした上で、各種施策を 実行する。

田んぼダム取組目標面積 R7年度に500ha

R6年度で348ha(見込値)

R3: 60ha→R4: 147ha→R5: 270ha

市町村	地区数	取組目標面積 (実施地区が掲げる目標)
鳥取市	13	165.59 ha
智頭町	5	53.48 ha
倉吉市	2	36.55 ha
琴浦町	2	39.02 ha
北栄町	1	171.58ha
米子市	1	39.67ha
計	2 5	505.89 ha

対象水田面積:822ha²¹

4.ため池の保全管理

ため池の保全管理

ため池決壊による被害を防ぐには、

日頃の備え、防災・減災への意識向上が重要

日頃の備え(日常管理、点検など)・・・ため池の状態を把握する







草刈り

点検

機能診断

防災・減災への意識向上(避難訓練・事前放流など)・・・





地域内で日頃から 避難経路などに ついて話し合う

避難訓練

事前放流

多面的機能支払交付金の活動として取り組めます

多面的機能支払交付金におけるため池保全管理の取組

草刈り

- ・堤体の草刈り
- ・ため池の泥上げ







農地維持支払

施設の軽微な補修

- ・ブロックの目地詰め
- ・危険防止柵の補修





農村環境保全動

- ・生き物調査
- ・ため池の清掃





防災・減災力の強化(多面的機能の増進を図る活動)

- ・台風前の水位調整
- ・消防団と連携した点検
- ・避難訓練





広報活動(多面的機能の増進を図る活動)

- ・パンフレット作成、看板設置 HP作成及び更新
- ・勉強会の実施



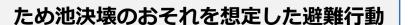


資源向上支払 (共同活動)

ため池決壊を想定した避難訓練の実施

- ◆ 大雨や地震などの災害によりため池が決壊するおそれがあることから、地域住 民の安全な避難行動に資することが目的。
- ハザードマップや監視システム(監視カメラ等)を地域住民に確認していただき、 ため池の危険性や、決壊時の浸水想定範囲、避難経路・場所等について認識。
- 「鳥取県ため池サポートセンター」(運営:水土里ネットとっとり)では、防災重点農業用ため池に関する防災訓練の実施を支援し、ため池に関する防災意識の醸成を図り、台風前に水位調整(事前放流)等の体制整備を推進。







参加住民によるハザードマップ、 ため池監視システムの確認

5 . 甚大な災害時の特例措置

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援(特例措置)

【支援対象】

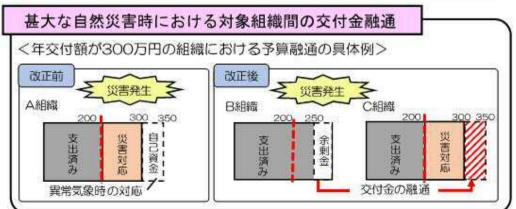
- ○活動計画書に位置付けている「保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池」。 【支援内容】
- ○農地維持活動による「堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能」。
- ○甚大な災害の場合には、被災施設の「被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用する
- ことが可能」。
- この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、交付金 の返還が不要。

(地方農政局長から特例措置の承認が必要ですが、必要手続きは市町村や県が行います。)









最後に

- ○令和6年度時点において、19市町村、609組織(農地維持支払)が約16千haの農用地で、保全管理を実施。
- ○令和7年度への活動継続をよろしくお願いします。
- ○<u>活動断念を決定する前に、推進組織(県土連)や市町</u>村、県にご相談ください。